

NGOかながわ国際協力会議(第2期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等(平成25年2月末時点) ※があるものは(平成28年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
1	<p>県、県内企業、県内NGO及び県民による協議の場を設置するなど、企業の技術、知識、人材などを活用したNGOと企業等との協働による国際協力プロジェクトや日常的な活動の連携の可能性について調査・研究すること。</p>	<p>・「NPOと企業との協働推進に関する検討委員会」を設置し、NPO等と企業との協働のための環境整備の方策などについて検討を行い、平成20年3月に「NPO等と企業との協働のための環境整備に関する提言」が当該委員会から提出された。 ・この提言を受け、県は、NPO等と企業との協働のための環境整備の一環として、「企業とNPOのパートナーシップ支援事業」を実施した。(NPO協働推進課)</p>
2	<p>県民が、県内NGOを通じて開発途上国の現地NGOをサポートする顔の見える援助活動を、県とNGOと県民が連携して行う仕組みをつくること。</p>	<p>・かながわ国際交流財団が設置・運営する「かながわ民際協力基金」によりNGO活動への助成を行うとともに、NGO支援情報を提供している。(国際課)</p>
3	<p>県は、県内NGOが継続的な活動を行うことができるように、活動拠点の整備促進策について検討するとともに、地域における活動拠点の整備を市町村が行うために必要な情報を提供するなど、県民に身近なところでの活動拠点の整備についても検討すること。</p>	<p>・地球市民かながわプラザでは、NGO情報の収集・蓄積、情報提供、活動スペースの提供を行うなど、NGO活動の拠点としての機能を充実させている。 ・会議等を通じて、地域における活動拠点の整備を市町村へ要請した。(国際課)</p>
4	<p>県、県内市町村、教育機関、図書館等の公的機関とNGOによる恒常的な協議の場を設けるなど、公的機関とNGOが国際平和についての最新の情報を常に共有しつつ、協働による平和施策事業や教材の開発などが行われるよう検討すること。</p>	<p>・自治体職員対象の「非核・平和意識の普及・啓発に関する講演会」の対象をNGO等にも拡大し、開催した。(国際課) ・「帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」において、かながわ国際交流財団職員が情報提供を行うことにより、情報把握に努めた。(子ども教育支援課)</p>
5	<p>東アジア地域の平和と安定に向けて国境を越えた人と人とのつながりを促進するため、国際機関、NGO等のこれまでの活動の積み重ねを踏まえ、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との地域からの相互理解と交流を促進するための事業の将来的な可能性について研究・検討すること。※</p>	<p>・日朝国交正常化交渉の推移を見守りつつ、北朝鮮関連の情報を収集している。(国際課)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第2期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等(平成25年2月末時点) ※があるものは(平成28年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
6	<p>国内外で大規模災害が発生した際、NGO等との連携・協働による緊急支援を迅速かつ計画的に実施できるよう、支援のためのガイドライン、救助活動マニュアルの作成や発災時のボランティア活動をコーディネートするための恒常的な機関を設置すること。</p>	<p>・神奈川県内で大規模な災害が発生し、県に災害対策本部が設置された際は、かながわ県民活動サポートセンターに「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を設置し、災害救援ボランティアに関する情報提供や被災地災害ボランティアセンターの支援を行う。(NPO協働推進課)</p> <p>・平成18年度から通訳・翻訳を始め、災害時の外国人支援を担うボランティアに必要な知識を習得するための講座を開催している。</p> <p>・平成19年3月に、「災害時における要援護者支援対策検討会(事務局:保健福祉部保健福祉総務課)」において、市町村における外国人を含めた要援護者対策を支援するための「災害時における要援護者支援マニュアル作成指針」の改訂を行い、提言の趣旨を反映した。</p> <p>・県及び県内自治体により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」(事務局:県国際課)の中で、平成20年に「災害時外国人住民支援検討部会」を新設し、災害時の取組としての「災害時多言語支援センター」の設置・運営を見据えた平時のネットワーク作り及びそのネットワークを利用した取組について調査・研究を行った。平成22年3月には調査・研究した内容を報告書にとりまとめ、市町村と情報を共有した。</p> <p>・同研究会の中で、平成22年10月に災害時外国人住民支援をテーマとした研修会を開催し、自治体と国際交流協会等でそれぞれの災害時における役割を共有した。</p> <p>・平成23年9月には、県内自治体・国際交流協会等を対象として、「災害時外国人住民支援における今後の実践的な取組み」をテーマとした研修会を開催し、災害時の広域的な自治体・NPOの連携について共有した。(国際課)</p>
7	<p>外国籍県民の地方行政への参加システムの構築に向けて各自治体が取組むべき課題について、県、市町村、外国籍県民などによる研究会の設置などにより検討を行うこと。</p>	<p>・会議等の機会を通じて、市町村へ要請した。(国際課)</p> <p>・県及び県内自治体により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」(事務局:県国際課)の研修事業として、平成14、15年度に県などの外国籍会議の委員によるシンポジウムを開催した。</p> <p>平成14年度:「外国籍県民が安心してらせる地域社会～多文化共生社会を目指して～ 外国籍県民にできること、日本人にできること」</p> <p>平成15年度:「首都圏外国籍住民会議」神奈川県、川崎市、東京都、埼玉県の外国籍住民会議委員・元委員をパネリストに、県及び市町村職員一般県民を対象に開催。(国際課)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第2期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等(平成25年2月末時点) ※があるものは(平成28年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
8	<p>行政から提供される情報が外国籍県民及びNGOに行き届かないことにより生じる情報格差の解消を図るため、行政、地域国際化協会、外国籍県民、NGO等による協議の場を設置し、外国籍県民が、必要なときに、必要な県民サービスを利用できるよう外国籍県民等への行政情報の提供及び相談事業のあり方を検討すること。</p>	<p>・外国籍県民かながわ会議及びNGOかながわ国際協力会議の現・元委員から構成される「外国籍県民情報提供検討会議」を設置し、外国籍県民への情報提供のあり方について検討し、平成16年3月から 県ホームページで多言語で生活情報の提供を開始した。</p> <p>・県及び県内自治体により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」(事務局:県国際課)の中で、平成17年度からエスニック・メディア調査部会を設置し、エスニック・メディアの実態把握と市町村との連携について調査・研究を行い、平成19年度に報告書としてとりまとめ、市町村と情報共有を行った。</p> <p>・2007(平成19)年7月に策定した、総合計画「神奈川力構想・実施計画」の戦略プログラムの構成事業に「外国籍県民相談、情報提供の充実」を挙げ、平成22年度までに総合相談体制の整備を行うこととし、平成19年度は「外国籍県民相談窓口検討会」を開催した。平成23年度からは、横浜の相談窓口を地球市民かながわプラザに移転させ、プラザの持つ豊富なリソースを活用して、相談対応の充実を図った。</p> <p>・かながわ国際交流財団では、平成16・17年度事業として、多言語生活情報の提供・流通に関わる研究会を設置し、調査を行うとともに、情報伝達のあり方について検討を行い、「地域における多言語生活情報の流通促進のためのモデル事業を実施した。</p> <p>・平成18年度から地球市民かながわプラザの指定管理事業として、外国人教育相談を開始。また、プラザ内に情報フォーラムを設置し、情報収集・提供を行っている。さらに、平成23年度は、地球市民かながわプラザの指定管理事業に相談業務を加え、情報提供や相談事業を総合的に行える体制を整えている。(国際課)</p>
9	<p>外国籍の親が安心して子育てができる環境整備を行うため、子育て支援センターや保健所に外国籍住民を担当する職員を配置するなど、相談事業の充実を図ること。</p>	<p>・平成23年度に子ども・子育て支援プロジェクト事業のひとつとして助成した外国籍の子ども達の学習支援やサークル活動を行う民間団体の活動成果について、平成24年度に普及を図った。</p> <p>・「かながわ子ども・子育て支援推進調査研究」の一つとして、実施したNPOによる「外国につながる市民の子育て支援に関わる調査研究」の成果を市町村担当者等に情報提供し、連携を図った。</p> <p>・地域子育て支援拠点において実施したパワーアップ研修において、外国籍の子ども達への支援をテーマの1つとして研修を実施した。(次世代育成課)</p> <p>・保健所に外国籍住民担当の常駐職員を配置することは困難だが、母子を始めとする各種保健サービスや医療等について記載した「外国人のための保健・医療ハンドブック」の英語版を作成し、インターネットへの掲載や関係機関に周知することにより対応している。(保健福祉局総務課)</p> <p>・平成23年度から外国籍県民相談窓口を地球市民かながわプラザ内に移動させ、プラザの豊富なリソースを活用し、相談対応の充実を図っている。</p> <p>・平成17年度から21年度まで、かながわボランティア基金21の協働事業により、NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンターと、行政窓口の職員等を対象とした、外国籍住民からよく相談を受ける内容と回答を多言語で示した「行政窓口多言語マニュアル」を作成し、マニュアルを使って相談能力向上に向けた研修を実施した。(国際課)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第2期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等(平成25年2月末時点) ※があるものは(平成28年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
10	定住化に伴い増加している高齢者が安心して地域で生活できるよう、外国籍の高齢者の視点から現状の施策を点検し、相談体制を充実させるなど、県行政における外国籍の高齢者に対する福祉施策の充実を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置及び医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済について、引き続き国に要望を行った。</li> <li>・また、外国籍の高齢者に対する福祉施策については、今後とも関係機関とも連携し、充実に努める。(保健福祉局総務課)</li> </ul>
11	外国籍県民の多様化に対応し、すべての外国籍の子どもたちが初等教育を保障されるよう、県教育委員会が制定した「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」(1990年3月23日制定)を見直すとともに、必要な法整備を国へ要望すること。※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針は、在日外国人に対する差別をなくそうとする県教育委員会の基本的な考え方を示したものであり、改定する必要はないものとする。(教育委員会行政課)</li> </ul>
12	外国籍の青少年の生活実態等を把握し、外国籍の青少年が抱えている課題全般に対応できるよう、外国籍の視点を入れた青少年施策を推進すること。※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、外国籍の青少年も含め神奈川の青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくりに向けて青少年施策を推進している。</li> <li>・平成22年12月に、平成17年度に策定した「かながわ青少年育成・支援指針」を改定するとともに、法に基づく地域計画として位置づけた。</li> <li>・平成24年4月に、青少年の様々な悩みの一次相談窓口として「子ども・若者総合相談センター」を開設した。</li> <li>・平成25年5月に、「神奈川県子ども・若者支援連携会議」を設置し、困難を有する青少年に対する相談・支援体制の充実を図っている。</li> </ul>